

# 砂漠緑化団体 地球緑化クラブ 定款

## 第1条（名称）

当団体は、砂漠緑化団体 地球緑化クラブと称する。

## 第2条（事務所）

当団体は、本事務所を代表宅（〒191 0041 東京都日野市南平2 54 10：原 鋭次郎方）に置く。  
尚、現地事務所は、中国内蒙古自治区呼和浩特市新城区大学東路奈倫望興園小区8号楼3单元3楼東7号室）に置く。

## 第3条（目的）

- ・ 当団体は主に中国内蒙古自治区内の砂漠地帯において緑化活動を行う。
- ・ その緑化活動を通じ、現地住民に環境的、さらには経済的な豊かさをもたらせる事ができるよう「地域密着型」の活動形態を維持する。
- ・ 砂漠に森をつくる事より、地元経済に密接に関係する緑化活動を見出し実践していく。
- ・ 「緑化産業」として地元住民自らの手で活動が繁栄していく事をそれぞれの活動地の最終目標とする。

## 第4条（事業）

一．当団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1．砂漠化防止のための緑化活動。
- 2．砂漠緑化事業の支援と協力。
- 3．緑化活動資材の自給化促進。
- 4．地元企業との連携による環境保護活動。
- 5．砂漠緑化ツアーの実施。
- 6．砂漠緑化に関する勉強会・研究会及び講演会などの開催と支援。
- 7．メールマガジンや会報の配布。
- 8．その他、運営協議会で必要と認めた活動と支援。

二．当団体は、その他の事業として次の事業を行う。

- ・ 収益事業：バザー、その他の物品の販売事業

三．前項に掲げる活動は、第一項に掲げる活動に支障がない限り行うものとし、その収益は第一項に掲げる活動に充てるものとする。

## 第5条（会員）

一．当団体の会員は、次の2種の会員により構成される。

- 1．特別会員：当団体の目的に賛同して入会し、より積極的に活動に加わる個人で「理事」に相当する。
- 2．正会員(同：GreenWorker's 会員)：当団体の目的に賛同して入会し活動へ参加する意欲のある個人、及び当団体が企画した砂漠緑化ツアーに参加した個人を含む。

## 第6条（会員入会）

一．当団体に会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を事務所へ提出し、運営協議会の承認を得るものとする。尚、砂漠緑化ツアーへ参加した隊員の場合は個人の承諾を確認の上、ツアー開始後に自動的に承認されるものとする。

二．特別会員は、退会しようとするとき、その旨を文書で事務所に提出する。但し、正会員の場合は、会費納入期限が切れると同時に自動的に退会することとする。

三．特別会員の任期は3年間とし、その間も毎年規定通りの会費を納入することとする。

四．正会員の任期は、入会時(初回会費納入時、砂漠緑化ツアー参加者はツアー実施時)はその期を含め 3 期分、以降は任期終了後 2 期分を有効とする。

なお、上期は 1 月～6 月、下期は 7 月～12 月とし、それぞれ 1 期分として数える。

五．特別会員・正会員の各会員は、会員認定期間が切れる 2 週間前までに会費を納入することで会員更新ができる。但し、その旨を当団体は期限切れ 1 ヶ月半前から各自に何らかの形で告知しなければならない。

六．入会費は特に設けない。

#### 第 7 条（会費）

一．正会員及び特別会員は、規定による会費を納入しなければならない。

二．砂漠緑化ツアーへ参加して正会員となる場合、ツアー旅費に含まれる緑化協力金の一部が会費に該当するため、ツアー開始日から会員有効となる。但し、任期終了後も継続を希望する場合には、毎年ツアーへ参加するか毎年規定の会費を納入しなければならない。

三．正会員の場合、一般又は学生を対象としたそれぞれの会費を設定している。但し、入会時に学生の場合、その学校を卒業後は一般と同じ会費を納入しなければならない。

#### 第 8 条（会員の資格の喪失）

会員が次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1．退会届けの提出をしたとき。
- 2．年会費及び会費を納入しないとき。
- 3．当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反して相応しくない行為を取ったとき。

#### 第 9 条（役員及び職員）

当団体の運営を円滑にするために次の役員を置く。

- 1．代表 1 名
- 2．事務局長兼コーディネーター 1 名
- 3．監事 1 名
- 4．評議員 若干名

#### 第 10 条（役員選出）

当団体の役員は運営協議会で選出し、総会の承認を得るものとする。

#### 第 11 条（職務）

- 1．代表は、当団体を代表し、その業務を総理する。
- 2．事務局長は代表を補佐し、代表が欠員の時はその職務を遂行する。
- 3．事務局長は代表を補佐し、代表が日本不在の場合にはその職務を代行する。また、当団体の全般的な事務処理を業務とする。
- 4．監事は、当団体の業務執行の状況を監査し、報告すること。
- 5．代表、事務局長及び評議員は運営委員会を組織し、当団体の業務を議決し執行する。

#### 第 12 条（任期等）

- 一．役員任期は、3 年とする。但し再任を妨げない。
- 二．前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張することができる。
- 三．役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第13条（事務所及び職員）

- 一．当団体に、事務を処理するため日本と中国に事務所を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 二．事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、運営協議会の議決を経て代表が別に定める。

### 第14条（会議）

- 一．当団体の会議は、総会及び運営協議会の2種とし、代表が招集する。但し、会報及びメールマガジンにて招集すると共に決定事項を会員へ報告することとする。
  - 1．総会：代表の発議により年1回開催し、当団体運営に関する重要な案件を協議し決定する。
  - 2．運営協議会：必要に応じて代表が招集し、当団体の活動執行に関する事項を協議する。

### 第15条（議決）

総会及び運営協議会は、委任状を提出した者を含む出席者の多数決で協議されることとする。

### 第16条（経費の構成）

当団体の経費は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1．設立当初の団体資産
- 2．年会費及び会費
- 3．助成金・補助金
- 4．寄付金品
- 5．財産から生じる収入
- 6．事業に伴う収入
- 7．その他の収入

### 第17条（会計）

当団体の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

### 第18条（定款の変更）

当団体が定款を変更しようとするときは、特別会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

### 第19条（改廃）

本規約の改廃については総会の決議における決定による。

### 附則

- 1．この定款は、平成16年1月1日から施行する。
- 2．当団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 原 鋭次郎

事務局長兼コーディネーター 福田 玲子

監事 笹平 俊

評議員 若干名

- 3．当団体の役員の任期は、平成16年1月1日から平成18年12月31日までとする。
- 4．当団体の事業計画及び収支予算は、総会の定めるところによるものとする。
- 5．当団体の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 6．当団体の会費は、年に次に掲げる額とする。但し、入会金は無しとする。

特別会員 年会費 10,000円

正会員(同：GreenWorker's 会員) 年会費 一般(ツアー隊員)：5,000円

学生 : 3,000円